【規程番号　神女大Ｖ－013】

社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則

健康福祉学部社会福祉学科においてソーシャルワーク実習を履修しようとする者は、社会福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また２回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を満たせない者については、学科で協議の上対処する。

１．ソーシャルワーク実習Ⅰ

（1）社会福祉士の指定科目（2回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。

（2）修得済みの指定科目の成績評価の６割以上が、「良」以上であること。

（3）「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の成績評価が、「良」以上であること。

２．　ソーシャルワーク実習Ⅱ

（1）「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修登録済みであること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生より適用する。